

昭和二十四年法律第二百二十八号
外国為替及び外国貿易法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）	我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十一条—第十五条）
第二章 支払等（第十六条—第十九条）	支払等（第十六条—第十九条）
第三章 資本取引等（第二十条—第二十五条の二）	資本取引等（第二十条—第二十五条の二）
第四章 外国貿易（第四十七条—第五十四条）	第六章 報告等（第五十五条—第五十五条の九）
第五章 対内直接投資等（第二十六条—第四十一条）	第六章 報告等（第五十五条—第五十五条の九）
第六章 外国為替取引等取扱業者遵守基準（第五十五条の九の二—第五十五条の九の四）	第六章 外国為替取引等取扱業者遵守基準（第五十五条の九の二—第五十五条の九の四）
第七章 輸出者等遵守基準（第五十五条の十—第五十五条の十二）	第七章 輸出者等遵守基準（第五十五条の十—第五十五条の十二）
第八章 行政手続法との関係（第五十五条の十一—第五十五条の十五）	第八章 行政手続法との関係（第五十五条の十一—第五十五条の十五）
第九章 罰則（第六十一条—第六十九条の五）	第九章 罰則（第六十一条—第六十九条の六—第七十三条）
附則	附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、外國為替、外國貿易その他の对外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際收支の均衡及び通貨の安定を図ることを目的とする。

第二条から第四条まで 削除

第五条 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外國においてその法人の財産又は業務についていた行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外國においてその人の財産又は業務についていた行為についても、同様とする。

第六条 (定義) この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一項 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。

二 「外國」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。

二 「外國」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

六条の二の表の五の項の下欄において同じ。)

十 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。

十一 「証券」とは、券面が発行されていると否と問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える材料とする物をいう。

十二 「外貨証券」とは、外國において支払を受けることができる証券又は外國通貨をもつて表示される証券をいう。

十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他により生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四 「金融指標等先物契約」とは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十二条第一項に規定する市場デリバティブ取引(政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(政令で定めるものを除く。)及び同条第八項第三号ロに規定する外國金融商品市場において行われる同条第二十

一項に規定する市場デリバティブ取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五 「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をい

う。

十六 「財産」とは、第七号、第九号から第十

一號まで、第十三号及び前号に規定するもの

を含む財産をいう。

十七 「居住者又は非居住者の区別が明白でない場合における外國為替相場」とは、財務大臣の定めるところによる。

十八 「外國為替相場」とは、財務大臣の定め

る。

十九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるもの

をいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

二 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

三 「財産」とは、第七号、第九号から第十

一號まで、第十三号及び前号に規定するもの

を含む財産をいう。

四 「外國為替相場」とは、財務大臣の定め

る。

五 「電子決済手段等」とは、次に掲げるもの

をいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を

有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があ

るると否とにかくわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

八 「証票、電子機器その他の物」とは、一項において「証票等」という。に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する電子決済手段をいう。第十一条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。)

ロ 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十十

一項において同じ。)

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通

貨を除く。)をいう。

四 「外國通貨」とは、日本円以外の通貨を

いう。

地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、支払が、次項から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができるとされていて、取引又は行為に係る支払である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対して支払をしようとする居住者に対し、これらの支払について、許可を受ける義務を課することができる。

3 前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るために必要があると認めるときは、支払等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができるときとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外國へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

4 前三項の規定により許可を受ける義務を課すことができることとされる支払等についてこれららの規定の二以上の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該支払等をしようとする者は、政令で定めるところにより、当該二以上の規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、主務大臣は、当該申請に係る支払等について許可を受ける義務を課することとなつた事情を併せ考慮して許可をするかどうかを判断するものとする。

5 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課されているときは、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。

(支払等の制限)
第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定に

より許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法）昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第二十一条第三項において同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下同じ。）による資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下同じ。）がその顧客の支払に係る為替取引を行ふ場合における当該為替取引によつてされるもの及び電子決済手段等取引業者等（次の表の上欄に掲げる者をいう。以下同じ。）がその顧客の支払に係る電子決済手段等の移転等（同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める行為をいう。以下同じ。）を行ふ場合における当該電子決済手段等の移転等によつてされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間でする支払等（銀行等又は資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行ふ場合における当該為替取引によつてされるもの及び電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等によつてされるものその他の政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

により、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める行為をしようとする者に對し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 第一項の規定の確実な実施を図るために必要なと認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出

ロ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする情報の送信（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信であると認めるとき） 同項の取引に関する次に掲げる行為

二 前項の規定の確実な実施を図るために必要なと認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国以外の外国を仕向地とする特定技術を内容とする情報の送信

ロ 特定国以外の外国において受信されるることを目的として行う電気通信による特定技術を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受けなければならない。

5 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

6 経済産業大臣は、前条第二項又は第三項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないでこれ

下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関するものを行おうとする者に對し、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行つた者に對し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定する取引を行つた者に對する「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に對し、当該役務取引等を行ふことについて、許可を受ける義務を課することができる。

4 主務大臣は、前条第六項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に對し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

第五章 対内直接投資等

（定義）

第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等又は第三項に規定する特定取得を行ふものをいう。

一 非居住者である個人

二 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（第四号に規定する特定組合等を除く。）

三 会社で、前二号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数（同項

下同じ。）において「総議決権」という。）に占める割合が百分の五十以上に相当するもの。

四 組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。以下この号及び次項第七号において「任意組合」という。）若しくは投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び次項第七号において「投資事業有限責任組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この号及び次条第十三項において「特定組合類似団体」という。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、第一号に掲げるものその他他政令で定めるものによる出資の金額の合計の当該組合等の総組合員（特定組合類似団体にあつては全ての構成員）による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの又は同号に掲げるものその他政令で定めるものが当該組合等の業務執行組合員（任意組合の業務の執行の委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体のこれらに類似するものをいう。）の過半数を占めるもの（以下「特定組合等」という。）

五 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第一号に掲げる者がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、監理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、監理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいざれかの過半数を占めるもの。

六 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずる行為をいう。）

第二項の規定による勧告を充諾する旨の通知

第七項の規定により勧告を承認する旨の通達をしたものは、第三項又は第六項の規定にかかるわらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができる。

第五項の規定による勧告を受けたものが、第十一項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

11 財務大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変化その他の事由により、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しなくなつたと認めるときは、第七項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたものの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

12 第五項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告の手続その他これららの勧告に関する必要な事項は、政令で定める。

13 特定組合等が行う対内直接投資等に相当するものにより当該特定組合等の組合員（特定組合類似団体にあってはその構成員。以下同じ。）が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。

14 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を、外国投資家とみなして、第一項から第十二項まで及び第二十九条第一項から第四項までの規定（対内直接投資等の届出の特例）に規定する外国投資家をいい、この法律、この

法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したものその他の前条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものを除く。(以下この条において同じ。)は、対内直接投資等(第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいい、同項第一号から第四号まで及び第九号(第一号から第四号までに掲げる行為に準ずるものに限る。)に掲げる行為に限り、以下この条及び第二十九条第五項において同じ。)のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの以外のものを行おうとする場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を遵守しなければならない。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、前項に規定する基準の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行つた外国投資家が、第一項に規定する基準に違反していると認めるときは、当該外国投資家に対し、当該基準を遵守するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定による勧告を受けた外国投資家がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた外国投資家に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができる。

5 前二項に定めるもののほか、第三項の規定による勧告の手続その他当該勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

6 特定組合等が行う対内直接投資等に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するもののみならして、前各項及び第二十九条第五項の規定を適用する。

7 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を

第二十八条 外国投資家は、特定取得（第二十六条第三項に規定する特定取得をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定取得について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 特定取得について前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る特定取得がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる特定取得に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得（我が国が加盟する特定取得に関する多数国間の条約その他の国際的約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の外国投資家が行う特定取得で特定取得に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の外国投資家が行う特定取得でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。以下「国の安全に係る特定取得」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

る特定取得に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る特定取得に係る特定取得に該当すると認め得が国の安全に係る特定取得に該当すると認め得るときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴取して、当該特定取得の届出をしたものに対して政令で定めるところにより、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聞く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかるわらず、五月とする。

7 第二十七条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 特定組合等が行う特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前各項及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。

9 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う特定取得に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、第一項から第七項まで及び第二十九条第一項から第四項までの規定を適用する。

(特定取得の届出の特例)

第二十八条の二 外国投資家（第二十六条第一項に規定する外国投資家をいい、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したもの除外。以下この条において同じ。）は、特定取得のうち、国の安全に係る特定取得に該

一 第二十条第一号に掲げる資本取引 居住者
二 第二十条第二号に掲げる資本取引（第六号に掲げる資本取引に該当するものを除く。）
三 第二十条第二号に掲げる資本取引 居住者
四 第二十条第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は对外支払手段若しくは債権の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引 居住者
五 第二十条第五号に掲げる資本取引（次号に掲げる資本取引に該当するものを除く。）
六 第二十条第二号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資（第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。第七十条第一項において同じ。）に係るもの 居住者
七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者
八 第二十条第六号に掲げる資本取引 非居住者
九 第二十条第七号に掲げる資本取引 非居住者
十 第二十条第八号に掲げる資本取引 居住者
十一 第二十条第九号に掲げる資本取引 居住者
十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者
十三 第十二条第十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者
又は非居住者 又は非居住者
又は非居住者による本邦における本邦による本邦における不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者
銀行等、金融商品取引業者及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に限る。以下この条において同じ。）は、前項第二号（第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。第四項において同じ。）、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

2 第二十九条に規定する外貨証券の発行若しくは募集 居住者
三 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による本邦における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者
四 第二十条第二号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資（第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。第七十条第一項において同じ。）に係るもの 居住者
五 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者
六 第二十条第七号に掲げる資本取引 非居住者
七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者
八 第二十条第六号に掲げる資本取引 非居住者
九 第二十条第七号に掲げる資本取引 非居住者
十 第二十条第八号に掲げる資本取引 居住者
十一 第二十条第九号に掲げる資本取引 居住者
十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者
十三 第十二条第十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者
又は非居住者 又は非居住者
又は非居住者による本邦における本邦による本邦における不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者
銀行等、金融商品取引業者及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に限る。以下この条において同じ。）は、前項第二号（第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。第四項において同じ。）、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

3 銀行等、金融商品取引業者及び届出者（第一項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となる居住者であつて、財務省令で定めるとことにより自己のこれらの資本取引の相手方となる者の同項の規定による報告を要しないこととした旨並びにその氏名又は名称及び住所その他他の財務省令で定める事項を財務大臣に届け出たものをいう。以下この条において同じ。）の資本取引の当事者が同項第四号又は第十一号に掲げたものと同一の資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の当事者が銀行等、金融商品取引業者又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかるわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第三号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引に係る同項の規定による報告をする必要はない。

5 本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、金融商品取引業者又は電子決済手段等取引業者等であるときは、当該居住者は、同項の規定による報告をする必要はない。

6 本取引について財務省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関する事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

7 第三項の届出に關する公告、届出者の名簿の閲覧その他の届出に關する事項は、財務省令で定める。

8 第五十五条の四 居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

9 第五十五条の五 外国投資家は、対内直接投資等及び特定取得の報告

10 第五十五条の六 居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。）との間で技術導入契約の締結等をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、財務大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第三十条第一項の規定により届出なければならないとされる技術導入契約の締結等については、この限りでない。

11 第五十五条の七 財務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めたところにより、外國為替業務（外國為替取引その他の取引又は行為であつて我が国の国際収支又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもののいずれかを業として

行うことをいう。）を行う者のうち相当規模のを行う者として政令で定めるものに対し、当該外國為替業務に関する事項（第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）についての報告を求めることができる。

（その他の報告）

12 第五十五条の八 この法律で別に規定するもののほか、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他の該取引、行為又は支払等に関連する事項についての報告を求めることができる。

（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

13 第五十五条の九 財務大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

14 第五十五条の十 財務大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（その他該取引、行為又は支払等に関連する事項についての報告を求めることができる。）

15 第五十五条の十一 財務大臣は、政令で定めるところにより、外國投資家のために当該外國投資家の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前項の規定を適用する。

16 第五十五条の十二 特定組合等が行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前項の規定を適用する。

17 第五十五条の十三 外國投資家（法人その他の団体を含む。）が外國投資家のために当該外國投資家の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前項の規定を適用する。

18 第五十五条の十四 第六章の二の二 外国為替取引等取扱業者（外國為替取引等取扱業者遵守基準）

19 第五十五条の十五 第六章の二の二 財務大臣は、主務大臣で、銀行等その他の金融機関等、資金移動業者及び両替業者のうち、次項各号に掲げる取引又は行為に該当するかどうかを確認するための態勢を整備することが特に必要と認められる者として政令で定める者（以下「外國為替取引等取扱業者」という。）が支払等、その顧客の支払等に係る為替取引（電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合を含む。次項第三号及び次条において同じ。）、資本取引（第二十条第一項に規定する資本取引をいい、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行つた場合を含む。）又は特定資本取引（第三項及び次条において「外國為替取引等」という。）を行つたて遵守すべき基準（以下「外國為替取引等取扱業者遵守基準」という。）を定めなければならない。

20 第五十五条の十六 電子決済手段等取引業者（電子決済手段等取引業者資金決済に関する法律第二十条第四号に掲げる行為）

21 第五十五条の十七 電子決済等取扱業者（銀行法第一条第十七項各号に掲げる行為）

第五十五条の九の四 主務大臣は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、外国為替取引等取扱業者がなお外国為替取引等取扱業者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該外国為替取引等取扱業者に対し、外国為替取引等取扱業者等遵守基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十五条の十一 経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、輸出者等に対し、輸出者等遵守基準に従つた輸出等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。
(勧告及び命令)

(公正取引委員会の権限)
第八章 雜則
第六十五条 この法律のいかなる条項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用又は同法に基づき公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。
(政府機関の行為)
第六十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定中主務大臣の許可、承認その他の处分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許

では、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定は、適用しない。

第一項の規定により事務の一部を日本銀行に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

（主務大臣等）

第六十九条の二 この法律における主務大臣は、政令で定める。

2 この法律における事業所管大臣は、別段の定めがある場合を除き、対内直接投資等、特定取

第五十五条の九の三 主務大臣は、外国為替取引等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるとき（外国為替取引等取扱業者が第十七条（第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行つたと認める場合を除く。）は、外国為替取引等取扱業者に対し、外国為替取引等取扱業者遵守基準に基づつた外国為替取引等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

3 前項の「特定重要貨物等」とは、特定技術又は第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、その特定国における提供若しくは特定国のみ非居住者への提供又はその同項の特定の地域を仕向地とする輸出が国際的な平和及び安全の維持を持特に妨げることとなると認められるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

(指導及び助言)

第57条から第64条まで 削除

4 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

3 前三項に定めるもののが、第一項の意見の聴取の手続について必要な事項は、政令で定めならない。

(権限の委任) ではならない。

第六十一条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。
(事務の一部委任)

第六十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。
前項の規定により事務の一部を日本銀行に取り扱わせる場合における当該事務の一部について

大臣の許可を受ける義務が課された特定資本取引
（旨尊文書）

定する取引によつて提供しようとする特定技術又は第四十八条第一項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たつて遵守すべき事項について定めるものと

請求人に対する意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対する意見の聴取に際しては、当該事案について、正公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るとときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しは、

三 定める取引又は行為に係る支払等に限る。)
顧客の支払等(前二号に掲げるものに限
る。)に係る為替取引

十八条第一項に規定する輸出（以下「輸出者等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行つて当たつて遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。

第七章の二 審査請求

な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行つた者は又はその関係者の営業所、事務所、工場その他施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることがで

一 第十六条第一項及び第三項の規定に基づき
主務大臣の許可を受ける義務が課された支
払等

第六章の三 輸出者等遵守基準

同条第四項又は第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならぬ。
(立入検査)

三 信用金庫電子決済等取扱業者 信用金庫法
四 第八十五条の三第二項各号に掲げる行為
五 信用協同組合電子決済等取扱業者 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三
六 第二項各号に掲げる行為

3 第一十七条の二第二項の規定は、前項の規定による命令（第五十五条の九の二第二項第三号に掲げるものに係るものに限る。）を銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等に對してする場合について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「前項」とあるのは、「第五十五条の九の四第二項」と、「外国為替取引」とあるのは、「外国為替取引又は電子決

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

可、承認その他の処分を要する行為をする場合について、政令で定めるところにより、これを適用しない。

定による許可を受けないで支払等をしたとき。

五 第十七条の二第二項（第十七条の三、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反して取引若しくは電子決済手段等の移転等に係る業務を行ったとき。

六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入したとき。

七 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をしたとき。

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引を行ったとき。

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理したとき。

十 第二十三条第一項の規定による届出を行つたとき。

十一 第二十三条第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行つたとき。

十二 第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行つたとき。

十三 第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行つたとき。

十四 第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をしたとき。

十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引を行つたとき。

十六 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をしたとき。

十七 第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定めたとき。

十八 第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つたとき。

十九 第二十五条の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して取引若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信又は輸出をしたとき。

二十 第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出を行つたとき。

二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで取引又は役務取引等をしたとき。

二十二 第二十七条第一項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条第一項（同条第八項又は第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものとしたとき。

二十三 第二十七条第二項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条第二項（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものとしたとき。

二十四 第二十七条第八項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第二十八条第七項（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において同じ。）において準用する第十四条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものとしたとき。

二十五 第二十七条第十項（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）及び第二十八条第七項（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。

二十六 第二十九条第一項から第四項まで（第二十五条第六号（第二十五条第三項第二号に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。）

二十七 第二十九条第一項から第四項まで（第二十五条第六号（第二十五条第三項第二号に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。）

二十八 第二十九条第一項から第四項まで（第二十五条第六号（第二十五条第三項第二号に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。）

二十九 第三十条第七項において準用する第二十条第一項の規定による命令には、当該延長され、又は短縮された場合には、当該延長されたと締結等をしたとき。

三十 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をしたとき。

三十一 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をしたとき。

三十二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術の内容とする情報の送信の禁止に違反して輸出又は取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をしたとき。

三十三 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をしたとき。

三十四 第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反したとき。

三十五 第六十七条第一項の規定により付した第十四条の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して対内直接投資等若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。

三十六 偽りその他不正の手段により付した第一条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項の許可の条件に違反したとき。

三十七 第五十五条第六号（第二十五条第三項第二号に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第七十条の二 第十八条の四（第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号に該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入したとき。

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第五十五条の五第一項（同条第二項又は第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第五十五条の九の四第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十三 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

第十七条の二 第十八条の四（第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条 第五十五条第六号（第二十五条第三項第二号に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（外資に関する法律等の廃止）
第二条 次に掲げる法令は、廃止する。
一 外資に関する法律（昭和二十五年法律第一百六十三号）
二 外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）
（経過措置）
第三条 この法律による改正前の外国為替及び外汇貿易管理法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条又は第三十五条の規定に基づき認められ又は許可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。
この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条又は第三十五条の規定によりされている申請に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定においてもなお効力を有する。）は、この法律の施行後においてもなお効力を有する。
第四条 この法律による廃止前の外資に関する法律（以下「旧外資法」という。）第十条、第十四条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の認可（次項の規定によりなお効力を有するものとされるこれらの規定による認可を含む。）を受けたものが、この法律の施行後において、当該認可を受けたところに従つて行う取引又は行為であつて、この法律による改正後の外国為替及び外汇貿易管理法（以下「新法」という。）第二十条第二号、第四号若しくは第五号若しくは第二十六条第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる取引若しくは行為又は新法第二十九条第一項に規定する届出については当該届出がされたものと、新法第二十三条第一項、第二十六条第四項又は第二十九条第三項に規定する取引又は行為を行おうとする場合には、新法第二十二条第一項、第二十六条第三項又は第二十九条第一項に規定する届出については当該期間を経過したものとみなして、新法の規定（第十六条及び第二十一条第二項の規定を除く。）を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧外資法第十条、第
十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一
項、第十三項の二又は第十三条の三の規定によ
りされている申請又は届出に係る取引又は行為
については、これらの規定（これらの規定に係
る罰則を含む。）は、この法律の施行後におい
ても、なお効力を有する。

3 旧外資法第十三条の二に規定する株式等の取
得の日又は旧外資法第十三条の三に規定する対
価等若しくは対価等の請求権の取得の日がこの
法律の施行前であるものについては、これらの
規定（旧外資法第十三条の三に係る罰則を含
む。）は、この法律の施行後においても、なお
効力を有する。

4 新法第十六条の規定は、この法律の施行前
に、旧外資法第十五条、第十五条の二、第十六
条又は第十七条の規定により認められたものと
された外国投資家のこの法律の施行後における
外国へ向けた支払については、適用しない。前
項の規定によりなお効力を有するものとされる
旧外資法第十三条の二又は第十三条の三の規定
により指定又は確認を受けたもののこの法律の
施行後における外国へ向けた支払についても、
同様とする。

5 新法第二十六条第三項の規定は、同条第二項
第二号に掲げる譲渡のうち、この法律の施行の
日前から引き続き適法に有する会社の株式又
は持分の譲渡については、適用しない。

第六条 この法律による廃止前の外国人の財産取
得に関する政令（以下「旧財産取得令」とい
う。）第三条第一項の規定に基づき認可を受け
た取引又は行為については、なお従前の例によ
る。

2 この法律の施行の際現に旧財産取得令第三条
第一項の規定によりされている申請に係る取引
並びに当該取引に係る確認及び報告について
は、旧財産取得令第三条第一項、第七条及び第
八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）
は、この法律の施行後においても、なお効力を
有する。

第七条 旧法、旧外資法第九条の二第一項の規定によ
り開設された外国投資家預金勘定の残高の払戻し
その他の必要な事項については、政令で定める。
2 旧外資法第十四条第一項の規定により付され
た条件及びその変更に關し必要な事項は、政令
で定める。

第八条 (罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七
八号)
1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
2 この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに於ける必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五九年五月二十五日法律第四
四号)
(施行期日)抄
第一條 この法律は公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(外国為替及び外國貿易管理法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国為替及び外國貿易管理法附則第三条第一項の規定によりされている届出に係る株式等の取得については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係るこの法律の施行後にしては、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年一二月二四日法律第
一〇二号)
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
(外国為替及び外國貿易管理法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国為替及び外國貿易管理法第

十条第三項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による外國為替業務若しくは両替業務を営む營業所の名称若しくは位置の変更の許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、第五条の規定による改正後の外國為替及び外國貿易管理法第十条第四項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つたもののみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月二七日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法（以下「旧法」という。）第二十五条の規定による許可を受けた取引であつて、この法律による改正後の外國為替及び外國貿易管理法（以下「新法」という。）第二十五条第一項、同条第二項の規定に基づく命令又は同条第三項の規定による許可をするものについては、それぞれ、同条第一項、同条第二項の規定に基づく命令又は同条第三項の規定による許可を受けたものとみなす。

第三条 旧法第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けた貨物の輸出であつて、新法第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を要するもののについては、それぞれ、同条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けたものとみなす。

の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律による改正前の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第十六条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受けた支払又は支払の受領（以下この条において「支払等」という。）が、この法律による改正後の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「新法」という。）第十六条第一項から第三項までの規定により受けたものとのみならず。（施行期日）

九号 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞（聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）を除く。）又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成九年五月二三日法律第五九号）抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「旧法」とい

う。）第十六条第一項又は第二項の規定により許可を受けた支払又は支払の受領（以下この条において「支払等」という。）が、この法律による改正後の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「新法」という。）第十六条第一項から第三項までの規定により受けたものとのみならず。（施行期日）

九号 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正前の関係法律の規定にかかわらず、なお従前（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「旧法」とい

う。）前記旧法第二十二条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引（旧法第二十三条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受けたものとのみならず。）に該当するものであつて、届出手続完了後（以下この条及び次条において「旧法事前審査対象資本取引」という。）が、新法第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされる対外直接投資（次項において「新法事前審査対象対外直接投資」とい

う。）に該当するものであつて、施行日前に該当するものであつて、施行日前に該当するものには、当該支払等は、政令で定めるものを除き、この法律による改正後の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「新法」とい

う。）第十六条第一項から第三項までの規定により受けたものとのみならず。（施行期日）

九号 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正前の関係法律の規定にかかわらず、なお従前（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「旧法」とい

う。）前記旧法第二十二条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引（旧法第二十三条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受けたものとのみならず。）に該当するものであつて、届出手続完了後（以下この条及び次条において「旧法事前審査対象資本取引」とい

う。）が、新法第二十三条第一項又は第二項の規定により受けたものとのみならず。（施行期日）

九号 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正前の関係法律の規定にかかわらず、なお従前（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外債の規制に関する法律（以下「旧法」とい

う。）前記旧法第二十二条第一項の規定によりされた届出に係る資本取引（旧法第二十三条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受けたものとのみならず。）に該当するものであつて、届出手続完了後（以下この条及び次条において「旧法事前審査対象資本取引」とい

う。）が、新法第二十三条第一項又は第二項の規定により受けたものとのみならず。（施行期日）

九号 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

（処分等の効力）

第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年一二月八日法律第一五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第七八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第一項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(外国為替及び外國貿易法の一部改正に伴う経過措置)

附 則（平成一八年六月一四日法律第六号）抄
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二項（第二十二条号及び第二十四条号を除く。）、第四条から第十条まで及び第十三条から第二十八条までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から第十二条まで及び附則第十四条から第十八条までの規定並びに同法第一百九十六条の改正規定（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債準備等に關する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十九号）附則第一百二十七条の改正規定を削る部分に限る。）、附則第二十条の規定、附則第二十三条中金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）第八条の改正規定及び同法第二十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）
（处分、手続等に関する経過措置）
第二十五条 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものと解き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
（罰則に関する経過措置）
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（政令への委任）

（施行期日）
二号
（平成二一年四月三〇日法律第三百一十九号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外国貿易法（以下「旧法」という。）第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定により許可を受けた取引が、この法律による改正後又はの外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定により許可を受けた取引が、この法律による改正後又はの外国為替及び外国貿易法（以下「新法」とい）う。）第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定により許可を要するものに該当する場合には、当該取引は、同条の相当規定又は同条の規定に基づく命令の相当規定により許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行に際し現にされている旧法第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可の申請に係る取引が、新法第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を要するものに該当する場合には、当該申請については、これを同条の相当規定又は同条の規定に基づく命令の相当規定によりされた許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。

第三条 この法律の施行前に貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買による取引若しくは役務取引等（旧法第二十五条第四項に規定する役務取引等をいう。）又は貨物の輸出に関する旧法、旧法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反した者に対する取引又は輸出の禁止については、なお従前の例による。

（政令への委任）
（検討）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案して必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

第三十四条 この法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合には、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求提起することができないこととされるものの

規定向による裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの

取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月二十四日法律第三八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法(次項及び附則第四条において「新法」という。)第二十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)から起算して三十日を経過した日以後に行う新法第二十七条の二第二項及び第二十八条の二第二項の規定の例により、関税・外國為替等審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)
第三条 新法第二十六条第二項第三号から第五号まで及び第八号の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う新法第二十七条の二第二項に規定する対内直接投資等(以下この項において「対内直接投資等」という。)について適用し、同目前に行つた対内直接投資等について適用する。

2 新法第五十三条第三項又は第四項の規定(これらに規定する罰則を含む。)は、施行日以後にされた貨物の輸出又は輸入に関する外國為替及び外國貿易法第五十三条第一項又は新法第五十三条第二項の規定による禁止について適用し、施行日前にされた貨物の輸出又は輸入に關しての外國為替及び外國貿易法第五十三条第一項又はこの法律による改正前の外國為替及び外國貿易法第五十三条第二項の規定による禁止について

2 この法律による改正前の法律の規定(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一月二九日法律第六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 この法律の公布の日又は安定期かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)次号及び同条において「資金決済法等一部改正法」という。)の公布の日のいずれか遅い日号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定 資金決済法等一部改正法の施行の日

(経過措置)
第一条 この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日以後に行う当該取引について適用する。

(検討)
第二条 第一条の規定による改正後の外國為替及び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日以後に行う当該取引について適用する。

(経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第

2 新法第二十七条の二第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う新法第二十七条の二第二項に規定する対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得について適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年四月二十日法律第二八〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年四月二十日法律第二八〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えた日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 この法律の公布の日又は安定期かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)次号及び同条において「資金決済法等一部改正法」という。)の公布の日のいずれか遅い日号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定 資金決済法等一部改正法の施行の日

(経過措置)
第一条 この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日以後に行う当該取引について適用する。

(検討)
第二条 第一条の規定による改正後の外國為替及び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日以後に行う当該取引について適用する。

(経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第

2 新法第二十七条の二第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う新法第二十七条の二第二項に規定する対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する対内直接投資等又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得について適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第

